

M&A 会計の解説 第 6 回

共通支配下の取引(2)

一買収子会社との合併・分割型会社分割

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

M&A 会計実務研究会 萩谷和陸 森山太郎

共通支配下の取引で使用する2つの簿価－連結簿価と個別簿価

Q: 前月は「共通支配下の取引」は簿価をベースとして会計処理を行うとの説明を受けましたが、会計基準では、次の2種類の簿価を使い分けていますね。

a「個別財務諸表上の適正な帳簿価額」(以下、個別簿価)

b「連結財務諸表上の金額である修正後の帳簿価額(のれんを含む。)」(以下、連結簿価)

ここで、bの連結簿価とはどのようなものですか。

A(会計士): 連結簿価とは、個別簿価に(1)買収時の資産・負債の時価評価差額、(2)子会社株式の取得に係るのれんの未償却残高を加算し、さらに(3)ダウンストリーム(親会社の子会社に資産を売却し、親会社で売却損益を計上する取引)による未実現損益調整額を控除した金額となります。

連結簿価を使う典型例としては、親会社が過去に買収した子会社を吸収合併するなど、親会社が子会社から事業を受け入れる場合です。それ以外の場合には、基本的に個別簿価を使用します。

買収子会社を吸収合併するときの親会社の単体財務諸表の会計処理－連結簿価の使用

Q: P社は第三者であるX社の株式の100%を200で購入し、その直後にX社を吸収合併したとします。買収時のX社の資産の時価は150、X社の資産の帳簿価額は100とします(負債はゼロ)。この場合の会計処理はどうなりますか。

A(会計士): もし、P社が連結財務諸表を作るとしたら、買収日(支配獲得日)の時価150で資産を計上し、投資額(子会社株式)200との差額50をのれんに計上します。

実は合併後のP社の単体財務諸表もこれと同じ結果が得られるように連結簿価を使うのです。具体的な会計処理は以下のとおりですが、資産の受け入れ額がX社の簿価100ではなく買収日の時価150、のれんの未償却残高50をP社が受け入れ、連結簿価に修正している点を確認してください。

【図表 1】100%子会社X社を吸収合併したときのP社の単体財務諸表上の会計処理

資	産	※1	150	子 会 社 株 式	200
の	れ	ん	※2		
			50		

※1: 150(買収時の資産時価) = 100(X社個別簿価) + 50(時価評価差額)
 ※2: 50(のれんの未償却残高) = 150(買収時の資産時価) - 200(取得原価)

Q: 子会社同士の合併とか、子会社が親会社を吸収合併する場合には、連結簿価は使わないのですね。
A(会計士): 原則として使いません。連結簿価というのは支配をしている投資元(連結財務諸表作成者)にとっての簿価であり、これらのケースでは、連結簿価そのものが存在しないわけです。

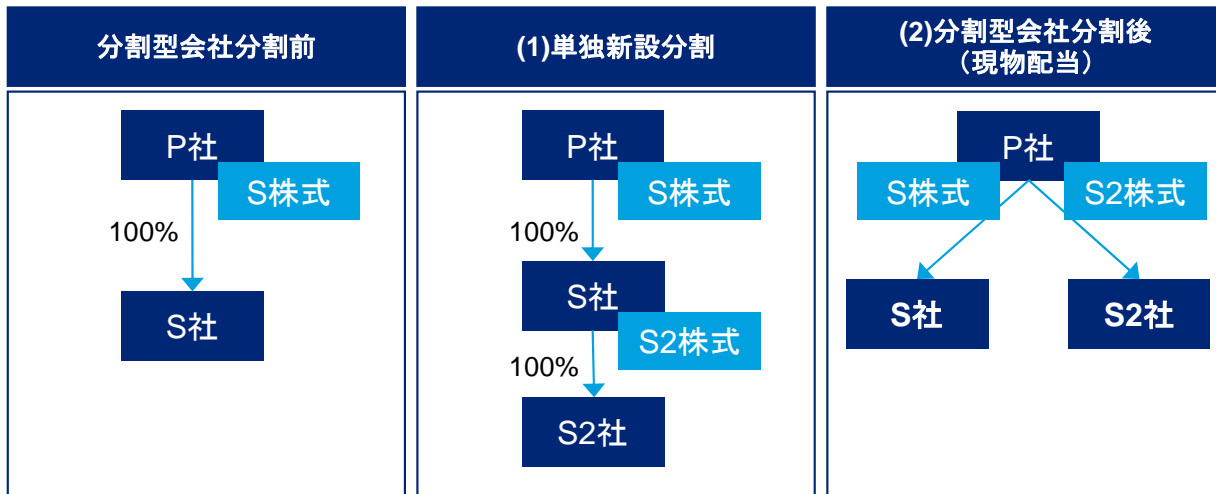
子会社の分割型会社分割(人的分割)の会計処理

ー単独新設分割+現物配当の組合せとして考える

Q: 子会社の一部の事業を切り出し、その子会社の兄弟会社を設立することがあります。例えばP社には100%子会社S社があります(S社株式の簿価200)。S社は簿価100の資産を分割型会社分割により移転し、兄弟会社S2社を設立しました。分割後のS社の純資産は300、S2社の純資産は100とします。この場合の会計処理はどうなりますか。

A(会計士): この分割型会社分割には、組織再編の会計処理を理解するうえで、とても大切なポイントが含まれています。会計上は、この取引を(1)単独新設分割+(2)分割会社が取得した新設会社株式の現物配当という2つの取引の組合せと考えています。

【図表2】分割型会社分割の流れ(単独新設分割+現物配当)



出所: デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

A(会計士): それでは、具体的に2つのステップに分けて会計処理をみてみましょう。

(1) 単独新設分割による S2 社の設立

<S 社の会計処理>

S 2 社 株 式	100	資 産	100
-----------	-----	-----	-----

共通支配下の取引として、移転する資産の簿価 100 を受け取る S2 社株式の簿価とする。

<S2 社の会計処理>

資 産	100	払 込 資 本	100
-----	-----	---------	-----

共通支配下の取引として、受け入れた資産には S 社の簿価 100 を付ける。増加する資本は払込資本(資本金・資本剰余金)となり、利益剰余金を増やすことはできない。

(2) S2 社株式の現物配当

<S 社の会計処理>

株 主 資 本	100	S 2 社 株 式	100
---------	-----	-----------	-----

配当に際して減少する資本項目(資本剰余金/利益剰余金)は取締役会の決議による。

<株主 P 社の会計処理>

S 2 社 株 式	50	S 社 株 式	50
-----------	----	---------	----

P 社は S 社株式を保有したまま S2 社株式を受け取ることになるが、その実質は S 社株式の一部が S2 社株式に引き換えられたものと考えられる。このため、最初に S 社株式の価値が引き換えられたものとみなされる額を求め、それと同額を S2 社株式の取得原価とする。「引き換えられたものとみなされる額」は、通常、S 社株式簿価(200)に現物配当後の S 社純資産(300)と S2 社純資産(100)の簿価比率を基礎に算定するが($50 = 200 \times 100 / (300 + 100)$)、時価比率などこれ以外の合理的な比率によることもできる。

Q: 最後の会計処理のところですが、親会社 P 社は、最終的に子会社 S 社から S2 株式を受け取るわけですが、共通支配下の取引の考え方に従うなら、S2 社株式に付ける簿価は 50 ではなく、S 社で付されていた簿価 100 になるのではないですか。

A(会計士): これも重要なポイントです。会計は投資元が現物資産を受け取った場合と株式などの持分を受け取った場合とは、その取扱いに差をつけています。持分を受け取ったときは、親会社の目線から見ると、子会社一孫会社の関係を兄弟会社の関係にするなど、いわば組織の括りを変えたに過ぎず、投資の成果たる現物資産を受け取ったわけではないからです。持分を受け取るというのは、飲み会でピッチャーからグラスにビールを注いでいる状態、現物資産を受け取るというのは、グラスからビールを飲む状態、その時に目的ないし成果を達成したとして、損益を認識するのです。もし、P 社が S2 社株式を 100 で受け取るように処理すると減少した S 社株式 50 との差額の 50 の利益が計上されますが、組織の括りを変えただけで利益が計上されることとなり、変ですよ。

子会社の事業を親会社に移転する分割型会社分割

Q:わかりました。そうすると上記の分割型会社分割後〔(2)の状態〕にP社が S2 社を吸収合併したときは、簿価 100 を受け入れ、子会社株式との簿価 50 との差額 50 は抱合せ株式消滅差損益(特別損益)に計上できるわけですね。今度はビールを飲んだわけですから。

A(会計士):そのとおりです。その合併も含めて一連の取引をみると、それは子会社の事業の一部を分割型会社分割により親会社に移転した取引になりますね。このように、組織再編の会計処理は、合併、新設分割、現物配当に組合せで説明できることが多いのです。

分割型会社分割の会計処理—もう1つの考え方:資本勘定の分割

Q:分割型会社分割の会計処理では、上記の(1)+(2)の取引の組合せではなく、S社がパカッと割れるようにS社が取り崩した資本勘定を S2 社が承継する処理もありますね。

A(会計士):はい。これは理屈ではなく、組織再編のルールが導入される前からS社資本勘定を分割するという実務があり、その会計処理を残しても良いのでは、との意見を踏まえたものです。上記の2ステップ方式では、S2 社の資本勘定は払込資本しかないわけですが、資本勘定を分割する方法を適用すればS社が取り崩した利益剰余金を S2 社が承継することができることとなります。どちらの方法を採用するのは、組織再編ごとに会社が任意に決めることができます。

詳しくは次回に説明しましょう。

本文中の意見や見解に関わる部分は私見であることをお断りする。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。